

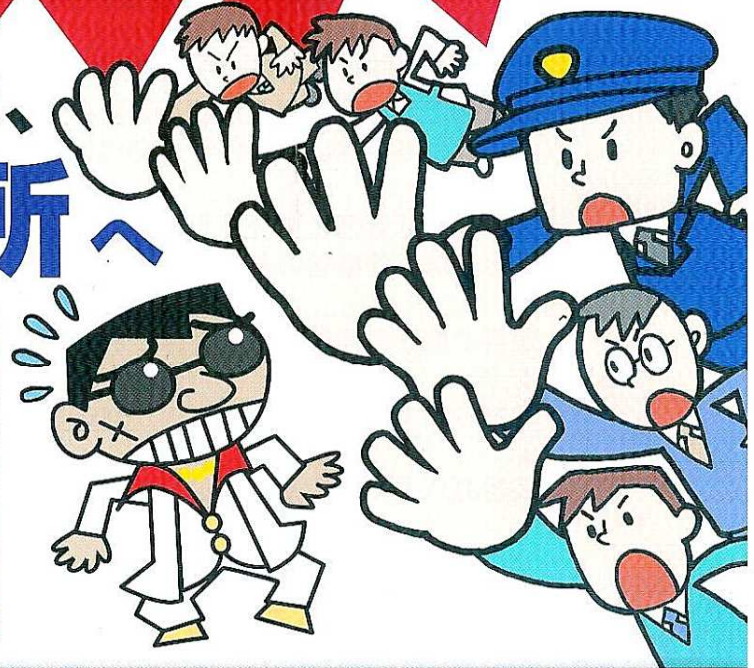
暴力団等、反社会的勢力からの不当要求は、

断固拒否!

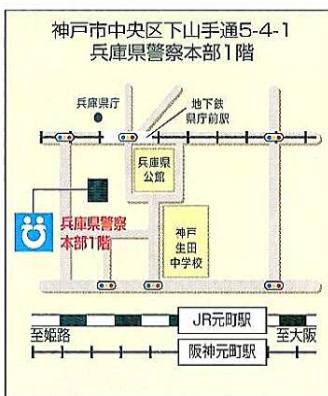
暴力団に関する
トラブルのご相談は、
各暴力相談所へ

暴力団追放兵庫県民センターでは、下記の
県下4ヶ所の暴力相談所で無料相談に応じて
います。相談内容の秘密は厳守しますので、ご
安心ください。内容に応じて、警察との連携や
弁護士相談なども実施して、問題解決を図って
います。

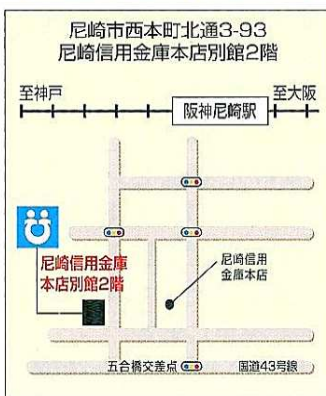
ひとりで悩まず、どうぞお気軽に
ご相談ください。



神戸 ヤクザゼロ
暴力相談所 078 (362) 8930



尼崎 ヤクザゼロ
暴力相談所 06 (6416) 8930



加古川 ヤクザゼロ
暴力相談所 079 (427) 8930



姫路 ヤクザゼロ
暴力相談所 079 (222) 8930



相談受付時間／午前10時から午後4時まで（土・日・祝日と年末年始を除く）

毎週火曜日は、神戸市役所市民相談室でも暴力特別相談を実施しています。

（面接相談のみ：受付時間 ▶ 午後1時から午後3時まで）

 **(公財)暴力団追放兵庫県民センター**

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部内 TEL：078-362-8930

《暴追センターホームページURL》

<http://www.warp.or.jp/boutsui/>

暴追センター 兵庫県

検索

「不当要求防止責任者講習」を実施しています

兵庫県公安委員会から委託を受けて、暴力団情勢や不当要求に対する対応要領などの研修を目的に、公安委員会に登録された不当要求防止責任者を対象とした研修を県下各地で行っています。受講された方には、兵庫県公安委員会から「受講修了書」が交付されます。受講修了書は応接室など来客者の目に止まる所に掲示しましょう。

- 講習種別
- | | |
|---------|----------------------|
| 1 定期講習 | おおむね3年に1回、すべての責任者が対象 |
| 2 選任時講習 | 選任から1年以内の責任者が対象 |
| 3 臨時講習 | 特別の事情や多人数の受講要望がある場合 |
- 講習内容 経験豊富な専任講師によるビデオ等を活用した講習です。
- ・暴力団対策法 ・暴力団排除条例
 - ・暴力団情勢 ・暴力団からの不当要求への対応要領

○不当要求防止責任者の選任から受講までの手続き

- ・事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任してください。
(人事異動等に伴い、責任者が交代した場合も)
- ↓
- ・警察署へ「責任者選任届出書」を提出してください。
(届出書は各警察署の暴力団対策担当課に置かれています。)
- ↓
- ・警察本部暴力団対策課で登録されます。
- ↓
- ・おおむね1年以内に講習案内が発送されます。
- ↓
- ・同封のハガキを返信し、講習を受講してください。

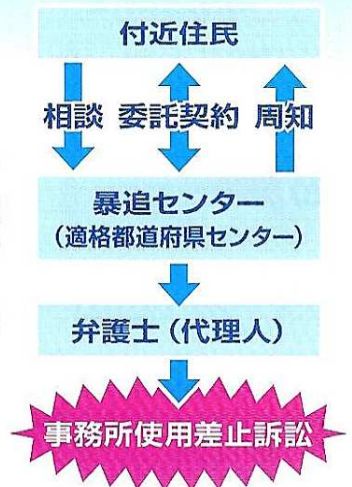


住民に代わり暴力団事務所使用差止請求ができるようになりました

国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受け、暴力団事務所使用差止請求の委託を受けることができるようになりました。

暴力団事務所使用差止請求委託制度の概要

- 国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた暴追センターが、住民からの指定暴力団等の事務所使用差止請求の委託に関する相談を受けた場合は、暴追センター内の検討部門において弁護士等の専門的知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて委託を受けることが妥当かどうか等の検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることが決まれば、委託者(付近住民等)と暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が追行します。
- 少なくとも委託者の氏名は、訴状に掲載されます。



賛助会員を募集しています

暴力団追放運動にご賛同いただける方々を賛助会員として広く募集しています。入会手続きなどの詳細は暴力団追放兵庫県民センター (☎078-362-8930) へお問い合わせください。